

# [当別町立西当別小学校 「いじめ防止基本方針」]

～全ての児童が安心して楽しく学べる学校であるために～

## はじめに

平成25年9月28日に国の「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第13条に、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定されました。策定する際、単なる方針の提示で終わるのではなく、実効性ある具体的な実施計画や実施体制についてもその方針に盛り込むこととされています。

今回「西当別小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」）」策定に当たっては、これまで本校にあった「学校における危機管理」としての「いじめへの対応」を改めて、本校の重点課題の一つとして取り組んでまいります。

策定の際、全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢や、未然防止・早期発見・早期対応等についての基本的な認識や考え方を共有し、いじめ問題を学校全体として組織的に取り組みます。

児童にも、いじめ問題を自分たちのこととして捉えさせるため、道徳教育や体験学習を充実させると共に、児童会等に「いじめ防止のためのルール作り」を促します。また、いじめ問題の解決のため、保護者や地域との連携・協力体制を確立してまいります。

これらを踏まえながら、西当別小学校の全ての子ども達が安心して楽しく学べる学校づくりを推進するため「基本方針」を策定いたします。

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。
- ② しかしながら「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりえる」との認識に立つことが必要です。
- ③ た、近年、インターネットやスマートフォンなどの情報機器の発達により、新たないじめ問題が発生するなど、いじめが複雑化、潜在化の様相を呈しています。

このようなことから、いじめ問題については、未然防止、早期発見、早期対応のため、学校・家庭・地域が一体となって継続的に取り組むことが不可欠です。

### 1 いじめとは

<いじめ防止対策推進法の定義>

#### 第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 ～以下略～

<参考>

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

## 2 いじめの基本認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学級・学校にも起こりえるものである。
- ② いじめは、人権侵害である。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰に関する法律に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒感や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## II 未然防止

先ずは、「いじめを生まない環境づくり」に取り組むことが必要です。そのためには、児童や保護者、地域の実態を把握し、支持的風土を醸成する学年・学級経営案の作成とその確実な実践が重要です。決して新たな取り組みを生み出す必要はありません。これまでの取組を教職員全員で再認識することが必要です。

### 1 児童や学級を把握する

#### ①<主観>欠かせない教師の気づき

児童や学級の様子の変化に気づく眼を持つことが必要です。その場面は、授業や朝読書、給食、清掃活動など、関わる全ての時間の中にあります。また、複数の教師の眼で児童を見守ることを意識しつつ、児童の変化を見逃さない情報の共有化を図ることが重要です。

#### ②<客観>各種検査結果の活用

全国学力・学習状況調査の生活習慣等に関する調査や知能検査等の各種検査結果を、個及び集団への働きかけに十分活用することが必要です。

### 2 互いに認め合い 支え合える 集団づくり

#### ①言語環境の整備

互いに誤解を生まないためにも、相手の思いや考えを聞き取る力を教師がモデルとなって育むことが必要です。先ずは、教師と児童との良い関係づくりから児童相互の良い関係づくりにつなげたいものです。

#### ②特別活動等を通して集団づくり

各種行事等を通して児童相互が、集団で取り組む楽しさや充実感・達成感を味わう体

験は、集団づくりに欠かすことのできないものです。仲間と共に活動する喜びと感動から集団づくりを進めていきます。

### ③いじめ防止のルールづくり

子ども達がいじめ問題を自分たちのこととして捉え、安心して学べる学校づくりを進めていくために、児童会等にいじめを防止するためのルールづくりを促します。

#### いじめ防止 西当小スタンダード（例）

- 一、私たち西当小の子どもは、いじめをしません
- 一、私たち西当小の子どもは、いじめられている人を助けます
- 一、私たち西当小の子どもは、仲間はずれの人がいたら仲間に入れます
- 一、私たち西当小の子どもは、誰かがいじめられていたら先生に伝えます

西当別小学校児童会

## Ⅲ 早期発見

いじめが発生した場合は、早期に発見することが早期解決につながります。児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対避けなければなりません。

### 1 早期発見の基本

- ① 子どものささいな変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③（情報に基づき）速やかに対応すること

いじめであると確信が持てない、気になる行為があった場合など（5W1H）で情報を集約することが必要です。

さらに、各種検査の実施とその活用や、教育相談などを通して児童の変化に気づくこともできます。併せて、保護者といつでも気軽に相談し合える関係づくりや、地域の方から通学時の様子などの情報が得られる体制が早期発見につながります。

### 2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、警察との連携も視野にいれつつ、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われ       | ◆脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| ② 仲間はずれ、集団による無視                    |             |
| ※刑罰に関する法律には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然と対応必要 |             |
| ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする   | ◆暴行         |
| ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする         | ◆暴行、傷害      |
| ⑤ 金品をたかられる                         | ◆恐喝         |
| ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする    | ◆窃盗、器物破損    |
| ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |             |
|                                    | ◆強要、強制わいせつ  |
| ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる         | ◆名誉毀損、侮辱    |

### 3 いじめは見えにくい

- ① いじめは大人の目につきにくい時間や場所を選んで行われています。
- ◆ <時間と場所>無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われます。
  - ◆ <カモフラージュ>遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間のような形態や少年団の練習のふりをして行われている形態があります。
- ② いじめられている本人が訴えづらい場合があります。
- ◆ 親に心配をかけたくない
  - ◆ いじめられる自分はダメな人間だ
  - ◆ 訴えても大人は信用できない
  - ◆ 訴えたらその仕返しが恐い等の心理が働く
- ③ ネット上のいじめは学校では極めて見えにくい
- ◆ 家庭でメール着信があってもでようとしらない
  - ◆ 最近パソコンの前に座らなくなっている
- などの兆候があればいじめに遭っている可能性があることを保護者に伝え、疑われる場合は直ちに学校と連絡を取り合うよう日頃から協力関係を築きます。

## 4 早期発見のための手立て

### ① 日々の観察

◇ これまでの取組の継続として授業以外の時間にも教師が児童のそばにいる状況をつくるよう努めます。（朝読書や給食指導、休み時間・放課後 等）

### ② 観察の視点

◇ 集団を見る視点として、児童個々の様子と併せて、児童相互の人間関係（グループ）の把握が必要です。また、時にそのグループの変化や言動にも注視しながら適切にアドバイスすることも必要です。

### ③ 教育相談等の素早い対応

◇ 日常的に児童と家庭学習や提出物等の状況から、気になる事柄があれば教育相談や家庭との連携などにより迅速に対応することも必要です。

### ④ アンケート調査の実施と素早い対応

◇ いじめ発見の一つの手立てとして、これまでの継続として年に2回、いじめアンケート調査を行います。

## 5 相談しやすい環境づくり

児童がいじめについて相談することは、非常に勇気がいります。「チクッた」と言われるのではないかと、もっといじめられるのではないかと相談を受けた場合、まさに人間教師としての有り様を問われます。言い換えれば、対応如何によって教師への不信感やいじめの潜在化につながりかねません。

### ① 本人からの訴えには

◇ 先ず、事実関係の把握とともに、いじめを受けたと訴える生徒の心情を共感的に理解することが必要です。

### ② 他の児童からの訴えには

◇ 場所や時間を考慮しつつ、事情を聞き取るとともに、勇気ある行動を称えます。

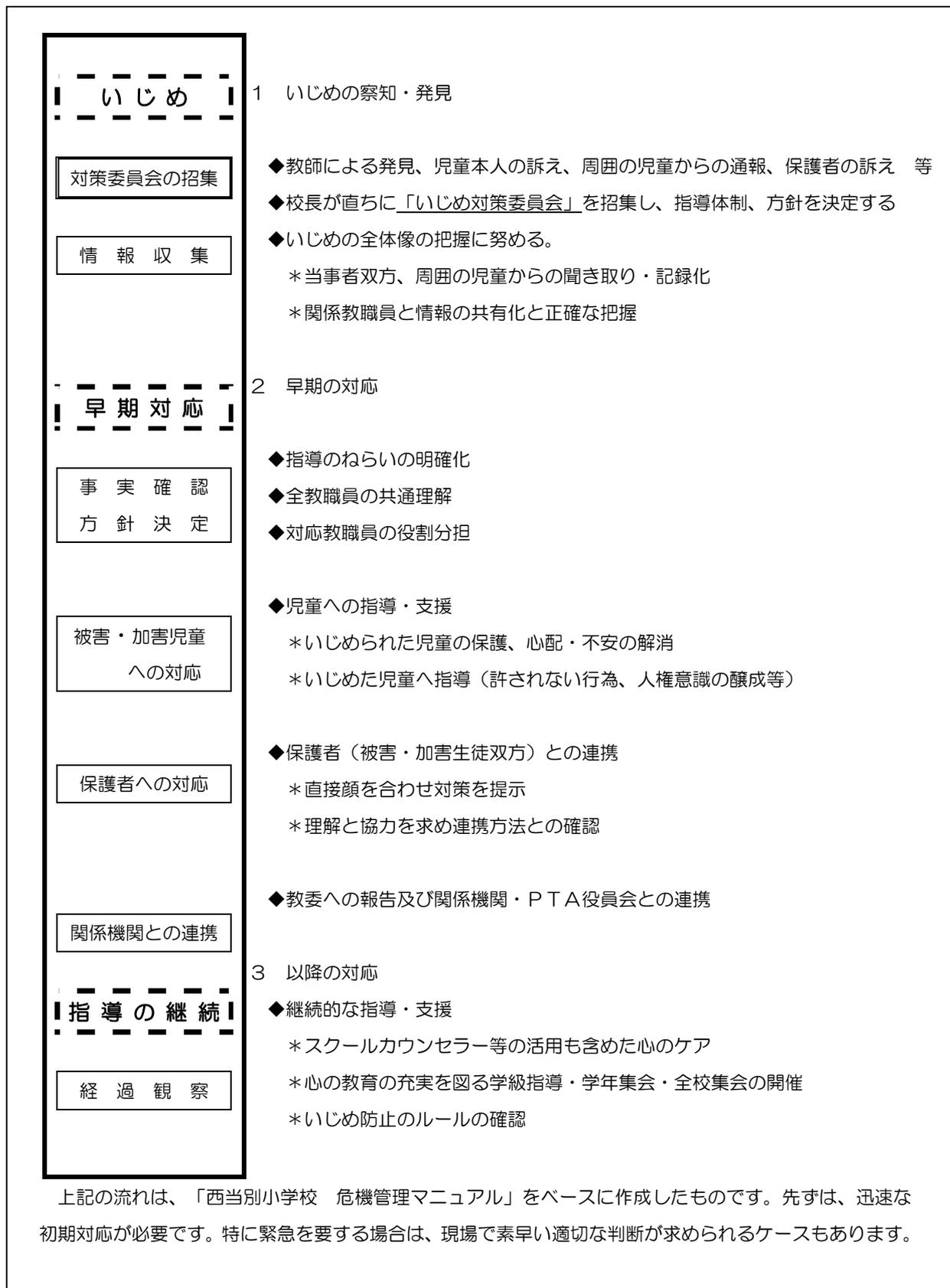
### ③ 保護者からの訴えには

◇ 学級経営方針や担任として、いじめには毅然とした態度で臨むことを伝えておきます。その上で日頃から、保護者とは、児童の学校の様子（学習や生活面の評価）について伝えるなど、信頼関係を築いておくことが必要です。

## IV 早期対応

早期の発見により早期解決に向かいます。適切な対応により深刻ないじめ問題を回避することにも繋がります。その対応は学校全体で組織的に取り組むことが求められます。

### 1 いじめ対応の基本的な流れ



## 2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知・発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを制止するとともに、いじめに関わる児童に適切な指導を行う必要があります。併せて、直ちに関係教職員に連絡し、管理職に報告します。

その際、特に留意する点は、

- ① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通します。
  - \* 事実確認は、いじめを受けた・知らせてきた児童と、いじめている児童と別室で聴取
  - \* 教職員の目の届く体制づくり
- ② 事実確認と情報の共有化を図ります。
  - \* 短時間で正確な事実関係を把握するために、複数の教職員で対応し、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有をその都度行います。
  - \* いじめの当事者同士の他に周囲にいた児童や、必要によっては保護者からの聴取
  - \* 保護者対応は複数の教職員で対応
  - \* 把握する情報の確認項目例

【被害者と加害者】……誰が誰にいじめられているのか？  
【時間と場所】……いつどこで起こったのか？  
【内容】……どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？  
【背景と要因】……いじめのきっかけは何か？  
【期間】……いつ頃から、どのくらい続いているのか？

- ③ 全ての個人情報の取扱には十分注意します。

## 3 当該児童・保護者への対応

<被害者側>

- ① 被害者児童～心の安定を図るために
  - \* 共感的に児童の心情を理解する。\* 児童を守り抜く姿勢を示す。
  - \* 自信を持たせる言葉がけをする。
- ② 保護者対応～複数の教職員で対応
  - \* 家庭訪問等で直接会って事実関係を伝える。
  - \* 学校の指導方針を伝え今後の対応について協議する。
  - \* 継続して家庭と連携しながら解決に向かうことを伝える。
  - \* 児童の変化について些細なことでも連絡してもらう。等々

参考 ～ いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉  
★お子さんにも悪いところがあるようです。  
★家庭での甘やかしが問題です。  
★クラスにはいじめはありません。  
★どこかに相談にいかれてはどうですか。など

## <加害者側>

### ① 加害者児童

- \*毅然とした態度でいじめが許される行為ではないことを粘り強く伝える。
- \*児童の背景にも目を向けた指導をする。
- \*いじめられる側の気持ちを想像させる。

### ② 保護者対応～複数の教職員で対応

- \*正確な事実関係を伝える。
- \*ことの重大さを伝え、家庭での指導もお願いする。
- \*よりよい解決に向けた思いを伝える。
- \*共に手を取り合って児童の今後の成長に向け連携・協力することを伝える。等々

参考 ～ いじめた生徒側の保護者から学校への不信感を表す言葉

- ★いじめられる理由があるのだから！
- ★学校がきちんと指導していれば…。
- ★ここまで深刻にならないうちに、何故、連絡してくれなかったのか。 など

## 4 周囲の児童たちへの指導

- ① 当事者だけの問題ではないことを認識させ、いじめ防止のルールを確認する。
- ② いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ③ 人権問題や、場合によっては犯罪行為であることを理解させる。
- ④ いじめについては、大人が（先生方や保護者）協力しあって、解決に向け全力を尽くすことを伝える。

## 5 いじめ対策委員会の設置

校長が任命するところの「いじめ対策委員会」を設置し、校長が招集します。  
いじめ問題対応に特化した委員会であり、指導体制、方針を決定します。

### いじめ対策委員会

#### <構成メンバー>

校長・教頭・生徒指導部・学年代表・担任教諭・養護教諭・スクールカウンセラー・町教委いじめ対策委員

- ① 状況によりメンバーについては柔軟に対応します
- ② 事案によって<調査班><指導班>を編成し、早期対応・解決にあたります。
- ③ いじめ対策委員会での内容については、全教職員に報告し、周知徹底を図ります。

## V ネットへの対応

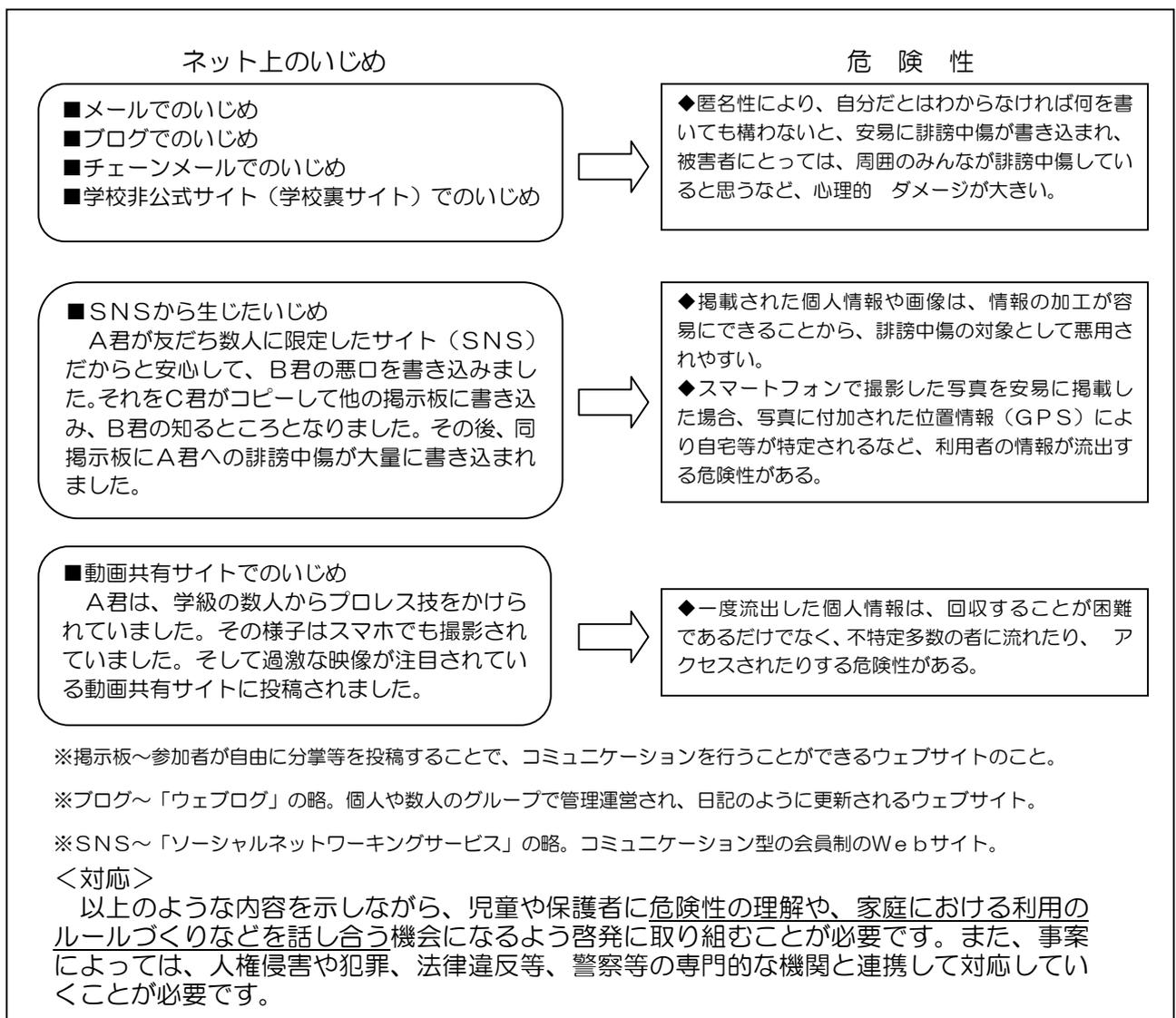
携帯電話のメールやインターネットを利用した、「ネット上のいじめ」が子どもたちの間に急速に広がっています。

これまで本校でもインターネット等の光と影の部分については、生徒たちや保護者への理解を深める機会をつくってきましたが、対応が後手に回る傾向は否めません。その要因としては、情報伝達手段のめまぐるしい発達スピードにあると言えます。

特に、携帯電話やスマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込むなどの方法がグループ内で簡単に操作できる状況があります。

こうしたことからネットにも目を向け、生徒や保護者と共に誤った使い方にならないよう取り組む必要があります。ネット上に一度掲載すると消去ができない恐ろしさも知る必要があります。

### ◇ ネット上のいじめの特徴と対応



# いじめ発見のポイント

「いじめ防止ネットワーク」より

(<http://www.ijimesos.org/ijime-hakken.html>)

## ◇学校での発見ポイント

### 【登下校時】

- ★理由もなく、一人で朝早く登校する。
- ★一緒に登下校する友人が違ってくる。
- ★教職員と視線を合わさないようになる。
- ★元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。
- ★登校手段が変化する。(自転車通学から徒歩に変わる。)
- ★特に用事もない(と思われる)のに、教職員に近づいてくる。

### 【朝の学級活動、ショートホームルーム】

- ★体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。
- ★欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
- ★提出物を忘れて、期限に遅れたりする。
- ★担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
- ★表情が暗く、どこことなく元気がない。

### 【授業中】

- ★発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
- ★授業道具等の忘れ物が目立つ。
- ★決められた座席と違う場所に座っている。
- ★周囲の状況に関らず、一人でじっとしている。
- ★教科書、ノート等に落書きが目立つ。
- ★他の児童生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。
- ★球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。
- ★課題等を代わりにやらされる。
- ★特定の児童生徒の机との距離を離す。

### 【休憩時間・昼食時】

- ★ジュース・パン・菓子類を買いに行かされる。
- ★一人であることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- ★給食・弁当等を一人で食べることが多い。
- ★お金や物品の受け渡しを行っていることがある。
- ★遊びと称して、友達とふざけあっているが表情が暗い。

### 【帰りの学級活動、ショートホームルーム、放課後】

- ★持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらがある。
- ★班ノートや学級(ホームルーム)日誌に何も書かなくなる。
- ★みんなが帰宅する前に一人急いで帰宅したり、みんなが帰るまで帰宅したがない。
- ★靴や傘等が隠される。
- ★教職員の近くから離れようとしめない。

## ◇家庭での発見ポイント

### 【態度やしぐさ】

- ★家族との対話を避けるようになる。
- ★受信した電子メールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- ★部屋に閉じこもり、考え事をしたり、家族とも食事をしたがらなかったりする。
- ★感情の起伏が激しくなり、動物や物等に八つ当たりする。
- ★帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。
- ★用事もないのに、朝早く家を出る。
- ★朝、なかなか起きてこない。

### 【服装，身体・体調】

- ★衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあったりする。
- ★自分のものではない衣服（制服）を着ている。
- ★学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなったりする。
- ★食欲不振、不眠を訴える。

### 【学習】

- ★学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- ★成績が低下する。

### 【持ち物，金品】

- ★家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、用途のはっきりしないお金を欲しがる。
- ★持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがある。

### 【交友関係】

- ★口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
- ★無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあったりする。
- ★急に友達が変わる